

令和6年第3回 邑南町議会定例会（第6日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年3月4日（令和6年2月28日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和6年3月15日（金） 午前9時30分
 散会 午前11時48分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	大賀 定
情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	三上 和彦
町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	小笠原誠治	産業支援課長	白須 寿
建設課長	上田 修	水道課長	沖野 弘輝	保健課長補佐	上田 千香子
羽須美支所課長補佐	永井 智行	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	高瀬 満晃
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和6年第3回邑南町議会定例会議事日程（第6号）

令和6年3月15日（金）午前9時30分開議

開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第7号 邑南町課設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第8号 邑南町職員定数条例の一部改正について
- 日程第4 議案第9号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 邑南町特別会計条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 邑南町表彰条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 邑南町町営バス条例の一部改正について
- 日程第11 議案第16号 邑南町高齢者創作活動施設条例の一部改正について
- 日程第12 議案第17号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について

- 日程第16 議案第21号 邑南町堆肥化处理施設条例の一部改正について
- 日程第17 議案第22号 邑南町奨学基金条例の一部改正について
- 日程第18 議案第23号 邑南町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 邑南町下水道条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 邑南町議会議員及び邑南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 邑南町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び邑南町移動通信用鉄塔施設整備減債基金条例の廃止について
- 日程第23 議案第28号 邑南町空き家等の適正管理に関する条例の廃止について
- 日程第24 議案第29号 邑南町堆肥化处理施設整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 日程第25 議案第30号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第31号 指定管理者の指定について
(石見デイサービスセンター)
- 日程第27 議案第32号 指定管理者の指定について
(邑南町高齢者ふれあいプラザ)
- 日程第28 議案第33号 指定管理者の指定について
(邑南町高齢者生活福祉センター)
- 日程第29 議案第34号 指定管理者の指定について
(ねんりん工房)
- 日程第30 議案第35号 指定管理者の指定について
(瑞穂東デイサービスセンター)

- 日程第31 議案第36号 指定管理者の指定について
(邑南町高齢者生きがい活動センター)
- 日程第32 議案第37号 指定管理者の指定について
(邑南町福祉用具リサイクルセンター)
- 日程第33 議案第38号 指定管理者の指定について
(はあもにいはうす)
- 日程第34 議案第39号 指定管理者の指定について
(ハートフルみずほ)
- 日程第35 議案第40号 指定管理者の指定について
(瑞穂西デイサービスセンター)
- 日程第36 議案第41号 指定管理者の指定について
(はすみ交流センター及びはすみ温水プール)
- 日程第37 議案第42号 指定管理者の指定について
(邑南町観光案内所、邑南町農産物処理加工施設及び邑南町農林水産物直売・食材供給施設)
- 日程第38 議案第43号 指定管理者の指定について
(邑南町農作業準備休憩施設)
- 日程第39 議案第44号 指定管理者の指定について
(邑南町婦人若者等活動促進施設)
- 日程第40 議案第45号 指定管理者の指定について
(邑南町猪肉加工場)
- 日程第41 議案第46号 指定管理者の指定について
(阿須那公民館戸河内分館)
- 日程第42 議案第47号 町道路線の廃止について
(廃止路線2路線)
- 日程第43 議案第48号 町道路線の認定について
(認定路線2路線)

- 日程第44 議案第49号 権利の放棄について
(過年度分いこいの村・香木の森納付金の確定)
- 日程第45 議案第50号 令和5年度邑南町一般会計補正予算第13号について
- 日程第46 議案第51号 令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第5号について
- 日程第47 議案第52号 令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第5号について
- 日程第48 議案第53号 令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第3号について
- 日程第49 議案第54号 令和5年度邑南町下水道事業特別会計
補正予算第5号について
- 日程第50 議案第55号 令和5年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第4号について
- 日程第51 議案第56号 令和6年度邑南町一般会計予算について
- 日程第52 議案第57号 令和6年度邑南町国民健康保険事業
特別会計予算について
- 日程第53 議案第58号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業
特別会計予算について
- 日程第54 議案第59号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業
特別会計予算について
- 日程第55 議案第60号 令和6年度邑南町電気通信事業
特別会計予算について
- 日程第56 議案第61号 令和6年度邑南町水道事業会計予算について
- 日程第57 議案第62号 令和6年度邑南町下水道事業会計予算について
- 日程第58 同意第1号 副町長の選任の同意について

日程第59 地域資源活用技術習得施設調査特別委員会の設置について

日程第60 閉会中の継続調査の付託について

日程第61 議員派遣について

令和6年第3回邑南町議会定例会議事日程（第6号の追加1）

令和6年3月15日（金）

追加日程第1 発議第1号 議案第49号権利の放棄についてに対する附帯決議

令和6年第3回邑南町議会定例会議事日程（第6号の追加2）

令和6年3月15日（金）

追加日程第2 地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員の選任

追加日程第3 地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員長、副委員長の互選

令和6年第3回邑南町議会定例会議事日程（第6号の追加3）

令和6年3月15日（金）

追加日程第4 発議第2号 邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

追加日程第5 発委第1号 邑南町議会委員会条例の一部改正について

令和6年第3回邑南町議会定例会議事日程（第6号の追加4）

令和6年3月15日（金）

追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任の件

追加日程第7 議会運営委員会委員の辞任の件

追加日程第8 議会運営委員会委員の辞任の件

追加日程第9 議会運営委員会委員の辞任の件

追加日程第10 議会運営委員会委員の辞任の件

令和6年第3回 邑南町議会定例会（第6日目） 会議録

【令和6年3月15日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。7番和田議員。8番宮田議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2

議案第7号 邑南町課設置条例の一部改正について）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。議案第7号邑南町課設置条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。討論は、反対討論から始め賛成討論反対討論と交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第7号邑南町課設置条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第7号邑南町課設置条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3

議案第8号 邑南町職員定数条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第3。議案第8号邑南町職員定数条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第8号邑南町職員定数条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第8号邑南町職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4

議案第9号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について )

●石橋議長（石橋純二） 日程第4。議案第9号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第9号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第9号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第5

議案第10号 邑南町特別会計条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第5。議案第10号邑南町特別会計条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第10号邑南町特別会計条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第10号邑南町特別会計条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第6

議案第11号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について）

●石橋議長（石橋純二） 日程第6。議案第11号邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第11号邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第11号邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

（ 日程第 7

議案第 1 2 号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 7。議案第 1 2 号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 1 2 号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 1 2 号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

（ 日程第 8

議案第 1 3 号 邑南町表彰条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 8。議案第 1 3 号邑南町表彰条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第13号邑南町表彰条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第13号邑南町表彰条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第9

議案第14号 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について)

●石橋議長(石橋純二) 日程第9。議案第14号邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第14号邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第14号邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。


~~~~~○~~~~~

（ 日程第 10

議案第 15 号 邑南町町営バス条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 10。議案第 15 号邑南町町営バス条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 15 号邑南町町営バス条例の一部改正についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 15 号邑南町町営バス条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 11

議案第 16 号 邑南町高齢者創作活動施設条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 11。議案第 16 号邑南町高齢者創作活動施設条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第16号 邑南町高齢者創作活動施設条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第16号 邑南町高齢者創作活動施設条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第12

議案第17号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに  
特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第12。議案第17号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第17号、邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第17号邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第13

議案第18号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)

●石橋議長（石橋純二） 日程第13。議案第18号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第18号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第18号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第14

議案第19号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について)

●石橋議長(石橋純二) 日程第14。議案第19号邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第19号邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第19号邑南町町営住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第15

議案第20号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について)

●石橋議長(石橋純二) 日程第15。議案第20号邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第20号邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第20号邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第16

議案第21号 邑南町堆肥化处理施設条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第16。議案第21号邑南町堆肥化处理施設条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第21号邑南町堆肥化处理施設条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第21号邑南町堆肥化处理施設条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 17

議案第 22 号 邑南町奨学基金条例の一部改正について)

●石橋議長（石橋純二） 日程第 17。議案第 22 号邑南町奨学基金条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 22 号邑南町奨学基金条例の一部改正についてに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 22 号邑南町奨学基金条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 18

議案第 23 号 邑南町水道事業給水条例の一部改正について )

●石橋議長（石橋純二） 日程第 18。議案第 23 号邑南町水道事業給水条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第23号邑南町水道事業給水条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第23号邑南町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第19

議案第24号 邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正について)

●石橋議長(石橋純二) 日程第19。議案第24号邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第24号邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第24号邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 2 0

議案第 2 5 号 邑南町下水道条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 2 0。議案第 2 5 号邑南町下水道条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 2 5 号邑南町下水道条例の一部改正については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 2 5 号邑南町下水道条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 2 1

議案第 2 6 号 邑南町議会議員及び邑南町長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 2 1。議案第 2 6 号邑南町議会議員及び邑南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第26号邑南町議会議員及び邑南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第26号邑南町議会議員及び邑南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第22

議案第27号 邑南町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び  
邑南町移動通信用鉄塔施設整備減債基金条例の廃止について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第22。議案第27号邑南町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び邑南町移動通信用鉄塔施設整備減債基金条例の廃止についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第27号、邑南町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び邑南町移動通信用鉄塔施設整備減債基金条例の廃止についてに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第２７号邑南町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び邑南町移動通信用鉄塔施設整備減債基金条例の廃止については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第２３

議案第２８号 邑南町空き家等の適正管理に関する条例の廃止について)

●石橋議長（石橋純二） 日程第２３。議案第２８号邑南町空き家等の適正管理に関する条例の廃止についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第２８号邑南町空き家等の適正管理に関する条例の廃止については、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第２８号邑南町空き家等の適正管理に関する条例の廃止については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第２４

議案第２９号 邑南町堆肥化処理施設整備事業分担金徴収条例の廃止について )

●石橋議長（石橋純二） 日程第２４。議案第２９号邑南町堆肥化処理施設整備事

業分担金徴収条例の廃止についてを、議題といたします。これより討論に入ります。  
反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第29号邑南町堆肥化处理施設整備事業分担金徴収条例の廃止についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第29号邑南町堆肥化处理施設整備事業分担金徴収条例の廃止については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第25

議案第30号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第25。議案第30号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。

す。議案第30号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第30号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第26

議案第31号 指定管理者の指定について ( 石見デイサービスセンター ) )

●石橋議長（石橋純二） 日程第26。議案第31号指定管理者の指定についてを、議題といたします。議案第31号から議案第37号につきましては、私、議長の石橋に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定によって退場いたします。議長の私が退場いたしますのでその間の議長につきましては、大屋副議長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

( 石橋議長退場並びに大屋副議長議長席へ着席 )

●大屋副議長（大屋光宏） 議長が除斥により退場いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長の私がその職務を行わせていただきます。これより討論に入ります。反対討論はありますか。

( 「ありません」 の声あり )

●大屋議長（大屋光宏） 賛成討論はありますか。

( 「ありません」 の声あり )

●大屋議長（大屋光宏） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第31号指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●大屋議長（大屋光宏） 全員賛成。したがって、議案第31号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第27

議案第32号 指定管理者の指定について (邑南町高齢者ふれあいプラザ))

●大屋議長（大屋光宏） 日程第27。議案第32号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●大屋議長（大屋光宏） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●大屋議長（大屋光宏） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第32号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●大屋議長（大屋光宏） 全員賛成。したがって、議案第32号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第28

議案第33号 指定管理者の指定について ( 邑南町高齢者生活福祉センター ) )

●大屋議長（大屋光宏） 日程第28。議案第33号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●大屋議長（大屋光宏） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●大屋議長（大屋光宏） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第33号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●大屋議長（大屋光宏） 全員賛成。したがって、議案第33号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第29

議案第34号 指定管理者の指定について（ねんりん工房））

●大屋議長（大屋光宏） 日程第29。議案第34号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●大屋議長（大屋光宏） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●大屋議長（大屋光宏） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第34号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●大屋議長（大屋光宏） 全員賛成。したがって、議案第34号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 0

議案第 3 5 号 指定管理者の指定について（ 瑞穂東デイサービスセンター ））

●大屋議長（大屋光宏） 日程第 3 0。議案第 3 5 号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●大屋議長（大屋光宏） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●大屋議長（大屋光宏） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 3 5 号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 3 5 号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 1

議案第 3 6 号 指定管理者の指定について（ 邑南町高齢者生きがい活動センター ））

●大屋議長（大屋光宏） 日程第 3 1。議案第 3 6 号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●大屋議長（大屋光宏） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●大屋議長（大屋光宏） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第３６号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●大屋議長（大屋光宏） 全員賛成。したがって、議案第３６号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第３２

議案第３７号 指定管理者の指定について（ 邑南町福祉用具リサイクルセンター ）

●大屋議長（大屋光宏） 日程第３２。議案第３７号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●大屋議長（大屋光宏） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●大屋議長（大屋光宏） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第３７号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●大屋議長（大屋光宏） 全員賛成。したがって、議案第３７号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

●大屋議長（大屋光宏） ここで退場されております石橋議長の入場を求めます。これで議長としての職務は終了します。皆さんの御協力ありがとうございました。

（ 大屋副議長は議長席を退席、石橋議長着席 ）



~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 3

議案第 3 8 号 指定管理者の指定について（ はあもにいはうす ））

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 3。議案第 3 8 号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 3 8 号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 3 8 号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 4

議案第 3 9 号 指定管理者の指定について（ ハートフルみずほ ））

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 4。議案第 3 9 号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第３９号指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第３９号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 5

議案第 4 0 号 指定管理者の指定について（ 瑞穂西デイサービスセンター ））

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 5。議案第 4 0 号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 4 0 号指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 4 0 号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 6

議案第 4 1 号 指定管理者の指定について

（ はすみ交流センター及びはすみ温水プール ））

●石橋議長（石橋純二） 日程第36。議案第41号指定管理者の指定についてを、議題といたします。討論採決に当たりまして中村議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって中村議員の退場を求めます。

（中村議員退場）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第41号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第41号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） ここで退場されております中村議員の入場を求めます。

（中村議員入場）

~~~~~○~~~~~

（日程第37

議案第42号 指定管理者の指定について

（ 邑南町観光案内所、邑南町農産物処理加工施設及び
邑南町農林水産物直売・食材供給施設 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第37。議案第42号指定管理者の指定について

を、議題といたします。討論採決に当たりまして鍵本議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって鍵本議員の退場を求めます。

（ 鍵本議員退場 ）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第42号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第42号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） ここで退場されております鍵本議員の入場を求めます。

（ 鍵本議員入場 ）

~~~~~○~~~~~

（ 日程第38

議案第43号 指定管理者の指定について（ 邑南町農作業準備休憩施設 ））

●石橋議長（石橋純二） 日程第38。議案第43号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第４３号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第４３号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 9

議案第 4 4 号 指定管理者の指定について（ 邑南町婦人若者等活動促進施設 ））

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 9。議案第 4 4 号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 4 4 号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 4 4 号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

（ 日程第 4 0

議案第 4 5 号 指定管理者の指定について（ 邑南町猪肉加工場 ））

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4 0。議案第 4 5 号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 4 5 号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 4 5 号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

（ 日程第 4 1

議案第 4 6 号 指定管理者の指定について（ 阿須那公民館戸内分館 ））

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4 1。議案第 4 6 号指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第４６号指定管理者の指定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第４６号指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第４２

議案第４７号 町道路線の廃止について（ 廃止路線２路線 ））

●石橋議長（石橋純二） 日程第４２。議案第４７号町道路線の廃止についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第４７号町道路線の廃止についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第４７号町道路線の廃止については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第４３

議案第４８号 町道路線の認定について（ 認定路線２路線 ））

●石橋議長（石橋純二） 日程第４３。議案第４８号町道路線の認定についてを、

議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第48号町道路線の認定についてに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第48号町道路線の認定については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第44

議案第49号 権利の放棄について( 過年度分いこいの村・香木の森納付金の確定 ) )

●石橋議長(石橋純二) 日程第44。議案第49号権利の放棄についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

●瀧田議員(瀧田均) 議長5番。

●石橋議長(石橋純二) はい、5番瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) 5番議員の瀧田でございます。議案第49号権利の放棄について、私は原案に賛成の立場で討論いたします。本議案は、過年度分令和元年度いこいの村香木の森納付金の確定に伴い、814万2,228円の債権を放棄しようと



するもので、地方自治法に基づき債権放棄の議決が必要なことから提出された議案です。債権は全額回収することが原則ですが、本件のように債務者である法人が破産した場合残った債権は徴収することができなくなります。徴収の見込みの無い債権を放棄することは税金でも認められ行われていますし、金額の大小に関わらず早期に債権放棄することは、適正な債権管理を行うためにも必要なことだと思います。またこの債権は、債務者がいこいの村や香木の森を指定管理していた際の協定書に基づく納付金です。金額については毎年度、町と指定管理者の双方が協議の上取り交わす年度協定で定めることになっていると当時の委員会等の場で伺っており、当該納付金額もこれらの協定書に基づき、適性に定められたものと理解しているところであります。この債権の回収については、町から督促状を送付するだけにとどまらず指定管理者と協議し、分納等の対応がとられたことも伺いました。また、破産手続開始後も松江地方裁判所浜田支部へ債権の届出を行うなど、債権回収のための対応も適性にとられたところです。裁判所による破産手続が完了し結果的に全額回収することはできませんでしたが、以上述べたように、納付金額の確定や債権回収の手続も適性に行われており、議案の質疑にありましたような町長の責任はないものと考えます。判断の先送りが事件の解決につながるものではなく、今後の適正な債権管理のためにも私は本議案権利の放棄について原案に賛成するものであります。以上、議員各位の賛同をお願い申し上げ賛成討論といたします。

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第49号権利の放棄について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第49号権利の放棄については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程 第 6 号の追加 1 の配布 ）

●石橋議長（石橋純二） ここで、暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

—— 午前 10時 12分 休憩 ——

（ 追加日程の第 6 号の追加 1 配布 ）

—— 午前 10時 12分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程の追加 議長発議 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、大屋議員から 2 名の賛成者とともに、発議第 1 号議案第 4 9 号権利の放棄について対する附帯決議が提出されました。これを日程に追加し、発議第 1 号を追加日程第 1 として直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第 1。発議第 1 号議案第 4 9 号権利の放棄について対する附帯決議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第 1

発議第 1 号、議案第 4 9 号権利の放棄についてに対する附帯決議 ）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第 1。発議第 1 号議案第 4 9 号権利の放棄について対する附帯決議、を議題といたします。提出者からの説明を求めます。

●大屋議員（大屋光宏） 議長、１０番。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

（大屋議員登壇）

●大屋議員（大屋光宏） 発議第１号。令和６年３月１５日。邑南町議会議長石橋純二様。提出者、邑南町議会議員大屋光宏。賛成者、邑南町議会議員辰田直久。同邑南町議会議員中村昌史。議案第４９号権利の放棄についてに対する附帯決議。上記の議案を別紙のとおり会議規則第１３条第２項の規定により提出します。提案理由です。債権の放棄については、質疑でも町長は検証すると述べております。やむを得ないとは言え多額の債権を放棄するに当たり、改めて町長に検証をお願いするものです。具体的な内容につきましては決議文で説明をします。附帯決議文を見てください。第４９号権利の放棄についてに対する附帯決議。いこいの村香木の森納付金については、指定管理者である株式会社雲海の提案により毎年１，５００万円を納付することとなっていた。しかしながら、令和２年になり新型コロナウイルスの拡大などにより、令和元年度分納付金は１，５００万円のうち１，２００万円が納付されず、令和２年末には営業をやめ破産手続きが行われた。令和６年１月１５日破産手続きが終結し、邑南町の債権額１，２００万円に対し３８５万７，７７２円の配当があり、残り８１４万２，２２８円については回収不能となり債権放棄するものである。株式会社雲海からの納付金は水道や電気代などのような使用対価ではなく、指定管理者からの提案によるものである。コロナ禍があけた令和６年以降であっても、いこいの村の指定管理において同レベルの納付金が設定されないことを考えれば、そもそも１，５００万円の納付金額が妥当であったかの疑問が残る。またコロナ禍においていこいの村は公共施設のため、指定管理者の株式会社雲海が受けることができる国・県の支援は限られていた。町からの支援は令和２年の納付金を免除したことであったが、コロナ禍において、特に指定管理者の責任ではない休業時の公共施設の維持管理費負担を考えると、町の支援が十分であったか課題が残る。株式会社雲海は、長年にわたりいこいの村・霧の湯・香夢里の指定管理を受け、毎年１，５００万円の納付金を納め続けてきた実績を考慮すると、今回の株式会社雲海の破産は、一概に経営能力の問題とは言えない部分がある。一方で債権は令和元年度分であり、コロナ禍で緊急事態宣言が発令されたのは令和２年４月である。町の納付金の請求、納付のための対応が適切であったか、債権放棄に当たり対応の過程の公開が必要である。８１４万２，２２８円という多額の債権を放棄するに当たり、町長に対し下記事項の対応を求める。記。いこいの村・香木の森納付金の金額設定の正当性。

コロナ禍での株式会社雲海への支援の妥当性及び町の債権（納付金）の請求・回収事務について検証し、速やかに議会に報告すること。以上決議する、邑南町議会。以上です。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者の提案説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

（大屋議員降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

●辰田議員（辰田直久） 議長、１２番。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 附帯決議に賛成の立場で討論いたします。先ほどは、議案第４９号権利の放棄について全員賛成で可決されたところでございます。それに対する附帯決議として、いこいの村・香木の森納付金の金額設定の正当性、コロナ禍での株式会社雲海への支援の妥当性及び町の債権、納付金の請求回収事務について検証し、速やかに議会に報告することとしたものでございます。御承知のように、株式会社雲海は主に町民が株主として設立運営されてきた企業でございましたが、解散精算をされたのは御承知のとおりでございます。今回の債権放棄に当たり、町民に対してどのようなことによってこういった事態に陥る原因になったのか、そしてまた町としての対応はどうだったのか、また今回の八百万円余りの債権放棄をするに至った理由としても明らかにすべき事項と考えております。以上のようなことから、議会として、町民

をはじめ様々な関係者にその経緯を明らかにするということは必要であると判断しております。この附帯決議に賛成するのもその理由であります。議員の皆様には、町民を代表する議会の責務の一つとして判断していただいて、賛同をお願いをいたします。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。この採決は起立によって行います。発議第1号議案第49号権利の放棄についてに対する附帯決議に、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

●石橋議長（石橋純二） 起立多数。したがって、発議第1号議案第49号権利の放棄についてに対する附帯決議は、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） お諮りします。ただいま議決されました発議第1号議案第49号権利の放棄についてに対する附帯決議について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、10時40分といたします。

—— 午前 10時 23分 休憩 ——

—— 午前 10時 40分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程第 4 5

議案第 5 0 号 令和 5 年度 邑南町 一般会計補正予算第 1 3 号について )

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。日程第 4 5。議案第 5 0 号令和 5 年度 邑南町 一般会計補正予算第 1 3 号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 5 0 号令和 5 年度 邑南町 一般会計補正予算第 1 3 号については、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 5 0 号令和 5 年度 邑南町 一般会計補正予算第 1 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 4 6

議案第 5 1 号 令和 5 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について)

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4 6。議案第 5 1 号令和 5 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第51号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第51号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第47

議案第52号 令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第5号について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第47。議案第52号令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第52号令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第52号令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第48

議案第53号 令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第3号について)

●石橋議長（石橋純二） 日程第48。議案第53号令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第53号令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号についてに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第53号令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第49

議案第54号 令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号について )



●石橋議長（石橋純二） 日程第49。議案第54号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第54号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第54号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第50

議案第55号 令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第50。議案第55号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第55号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第55号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第51

議案第56号 令和6年度邑南町一般会計予算について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第51。議案第56号令和6年度邑南町一般会計予算についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） はい。4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 4番、日本共産党日高八重美です。私は、議案第56号令和6年度邑南町一般会計予算案について反対の討論を行います。私は令和4年度12月議会において、令和5年4月からの学校給食費の値上げについて反対をしました。議決されましたが、その後値上げは1年間据え置かれました。しかし、令和6年度の学校給食費の予算は値上げされた内容です。また議会費の議員報酬費は、昨年より669万円の増額となっています。生活用品の物価上昇や肥料飼料の高騰で町民の暮らしはどうでしょうか。コロナ禍の融資の返済、高齢化や人手不足で苦慮されている事業所などの実態を踏まえると、町民の理解なくして報酬の増加はすべきではないと思っております。給食費の値上げや議員報酬費の増額に反対する立場から、令和6年度の一般会計予算案に反対をいたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

●瀧田議員（瀧田均） 議長、5番。

●石橋議長（石橋純二） はい。5番、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 5番議員の瀧田でございます。議案第56号令和6年度邑南町一般会計予算案について、原案に賛成の立場で討論をいたします。今定例会に上程されました令和6年度一般会計当初予算案は、159億5,100万円と大型予算となっていますが、国・県の補助金や基金を活用することに加え、過疎債や合併特例債といった有利な起債を活用して編成されています。税收等の少ない中で、将来に向けた町民の福祉増進などに必要な予算が確保されていることをまずは評価するものです。内容についてですが、社会全体が物価高や人口減少、少子高齢化、人材不足等構造的に大きな課題を抱える中、令和6年度邑南町一般会計予算について、ひとにやさしいまちへ、さらに進めようをテーマに予算を編成したと伺ったところです。評価できる点は、最初に多様性を尊重し全ての人が力を発揮できる地域社会の実現のための予算が確保されていることです。地域運営組織設立推進事業費2,262万7,000円は、持続可能な地域コミュニティづくりを進めるもので検討段階から多くの町民の参加が必要な事業です。高齢者集いの場づくり事業費836万円、在宅医療介護連携推進事業費346万2,000円等の地域包括ケアシステムの推進においても、地域団体との連携強化が必要になります。また、地域住民にとって真に必要な持続可能な公共交通を確保することを目指し、邑南町地域公共交通計画策定費498万9,000円が計上されており、今後とも必要な地域交通が確保できるものと考えます。次に評価できる点としてあげるのは、子ども条例の具現化のための予算が確保されていることです。子ども家庭センターとして全ての子ども、妊産婦、子育て世帯への支援窓口を一層充実するとともに、不妊治療推進事業費242万6,000円の助成対象の拡大、マタニティベジボックス事業79万2,000円、おむつ等定期便事業費62万9,000円による妊娠期から育児休業時期の支援が充実し、さらに子ども医療費401万1,000円は無償化の対象年齢が18歳までに拡充されることになりました。次に評価できる点としてあげるのは、町内産業の活力増進のための予算が編成されていることです。道の駅瑞穂整備事業20億3,322万4,000円は、令和6年度中の完成を目指して再整備を進めるとともに、開業に向けた具体的な準備が計画的に進められるとのことです。関連して、彩りある直売所づくり支援事業127万円などにより、引き続き出荷者や商品の確保が進められることとなります。薪ボイラー設置時行費8,443万6,000円は、いわみ温泉活用施設へ薪ボイラーを整備

する予算です。木質バイオマス供給施設整備事業費１，９８０万円は、未利用材や道路の支障木等を薪ボイラーや薪ストーブの燃料として活用するため、その供給施設整備の支援に充当するものです。脱炭素先行地域づくり事業費３億５，４０５万６，０００円では、おおなんきらりエネルギー株式会社が実施する、太陽光パネル設置等のＰＰＡ事業などに対して支援がされます。町内産業の活力増進のため農林水産物やエネルギーの地産地消が進み、町内経済環境の裾野が拡大するものと考えます。そのほか有機農業産地づくり推進緊急対策事業３９６万６，０００円により、有機農業などの環境に優しい農業が引き続き推進されます。電動農機具普及促進事業費１００万円により、農作業による負担軽減と温室効果ガス等の排出削減が進められます。畜産クラスター事業費３２万６，０００円により、肥育センターの事業承継と石見和牛の存続、繁殖農家支援に取り組まれます。脱炭素や防災面から改めて循環型社会が注目されています。町内産業の活力増進とあわせて再生可能な地域資源の活用が積極的に進み、邑南町における循環型社会の形成につながるものと期待しています。最後に評価できる点としてあげるのは、行財政改革の実行。特に公共施設等総合管理計画の推進に関する予算が確保されていることです。公共施設マネジメント事業費９７万６，０００円は、公有財産の整理の基本となる業務であり、機構改革で新設される資産経営課での取組を期待するものです。令和６年度は合併２０周年に当たり、これからの町づくりにはずみをつけるべく２０周年記念事業費２７０万円の予算が組まれています。また、邑智病院や石見中学校、道の駅の整備と活用等の予算も引き続き計上され、今後の町づくりの基盤となる施設整備が確実に推進していることを実感するものです。人に優しい町づくりを更に進めるために、必要な予算が幅広く計上されていることをはじめ、物価高などで町民生活や事業活動が厳しい状態であることにも十分考慮した予算となっていることは、高く評価できるものであります。以上のことから、令和６年度当初予算案は邑南町発展のための有益な予算案となっていると判断し、議案第５６号令和６年度邑南町一般会計予算案に私は賛成いたします。議員各位には賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第56号令和6年度邑南町一般会計予算については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、議案第56号令和6年度邑南町一般会計予算については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第52

議案第57号 令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第52。議案第57号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） はい、4番日高議員。

●日高議員（日高八重美） 4番、日本共産党日高八重美です。議案第57号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算案について、反対の討論を行います。私は、昨年令和4年度の国保事業特別会計の決算の認定に反対いたしました。令和4年度の本算定では医療分の国保税は少し引下げになりましたが、決算では滞納額は2,424万円余りありました。国民健康保険の加入者の多くは、農業者、自営業者、非正規雇用の皆さんです。高い保険料を苦勞しながら払っている人や、どうしても払えなかった加入者の実態を調べて、誰もが払える国保税にすべきではないかと思います。私が議員になってから令和3年度から比較すると、県の支出金は年々少しずつ減少をしております。国保の都道府県単位化による保険料水準の統一化などへの誘導は医療費を抑制し、国庫負担を削減する方向になっています。令和6年度の当初予算は、令和5年度と同じ税率で予算編成されているということで、本算定での動向が気になります。今後の動向を見据え国庫負担の割合の改善及び増額、加入者の

生活実態の把握など、十分に行っていただきたいとの思いで本予算案に反対をいたします。議員皆様の御賛同よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第57号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、議案第57号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第53

議案第58号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第53。議案第58号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第58号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第58号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第54

議案第59号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第54。議案第59号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第59号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算についてに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第59号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第55

議案第60号 令和6年度邑南町電気通信事業特別会計予算について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第55。議案第60号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計予算についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第60号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計予算については、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第60号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計予算については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第56

議案第61号 令和6年度邑南町水道事業会計予算について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第56。議案第61号令和6年度邑南町水道事業会計予算についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第61号令和6年度邑南町水道事業会計予算については、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第61号令和6年度邑南町水道事業会計予算については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第57

議案第62号 令和6年度邑南町下水道事業会計予算について )

●石橋議長(石橋純二) 日程第57。議案第62号令和6年度邑南町下水道事業会計予算についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員(日高八重美) 議長、4番。

●石橋議長(石橋純二) はい。4番日高議員。

●日高議員(日高八重美) 私は、議案第62号令和6年度邑南町下水道事業会計予算案について反対の討論を行います。私は、令和5年度9月議会において、邑南町下水道使用料条例の一部改正について反対をしました。下水道使用料は、令和6年4月から令和10年度の5年間現行の1.1倍に値上げされます。年間約1,700万円の値上げで、加入世帯1戸当たりの平均は年間4,300円の負担になります。公営企業の経営原則の一つである公共の福祉の増進というのがありますが、必需品の物価高騰が続く中生活にかかせない公共料金を引き上げることは問題であり、値上げ分

が盛り込まれた令和6年度の予算案に反対いたします。議員の皆様の御賛同よろしく  
お願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。  
議案第62号令和6年度邑南町下水道事業会計予算については、賛成の方の挙手を  
求めます。

（挙手多数）

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、議案第62号令和6年度邑南町  
下水道事業会計予算については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第58

同意第1号 副町長の選任の同意について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第58。同意第1号副町長の選任の同意についてを
議題といたします。本件は人事案件でございまして、本件に該当する方がおられます
ので退席を求めます。白須産業支援課長の御退席をお願いいたします。

（ 該当者退席、事務局長誘導 ）

●石橋議長（石橋純二） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 同意第1号副町長の選任の同意についての提案理由を御説明申し上げます。本議案は、今月31日に任期満了を迎える日高輝和氏の後任として、白須寿氏を副町長として選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。白須氏は平成2年10月旧石見町役場に奉職され、平成16年4月から総務課に勤務となり、合併後の邑南町役場においては、税務課資産税係長、危機管理課危機管理係長、危機管理課長補佐、農林振興課地産地消推進室長、農林振興課長補佐、税務課長補佐、財務課長、令和4年4月から産業支援課長を歴任され、その重責を果たしてこられました。人格、識見共に優れておられ、副町長として適任であると考えますのでよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより、議案の討論を行います。討論は反対討論から始め、次に賛成討論をし以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。この採決は起立によって行います。同意第1号副町長の選任の同意についてに、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、同意第1号副町長の選任の同意については、同意することに決定しました。ここで、退席者の入場を求めます。

(退席者入場、事務局誘導)

●石橋議長（石橋純二） ただいまの結果につきましては、原案に同意することに決定いたしましたのでお知らせいたします。

~~~~~○~~~~~

(日程第59 地域資源活用技術習得施設調査特別委員会の設置について)

●石橋議長（石橋純二） 日程第59 地域資源活用技術習得施設調査特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会委員会条例第6条の規定によりましてお手元に配布しておりますとおり、地域資源活用技術習得施設に関する調査研究について6名の委員をもって構成する、地域資源活用技術習得施設調査特別委員会を設置しこれに付託のうえ調査することとし、調査期間につきましては調査終了までとしたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、地域資源活用技術習得施設に関する調査研究について、6名の委員をもって構成する地域資源活用技術習得施設調査特別委員会を設置しこれに付託のうえ調査することとし、調査期間につきましては調査終了までとすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程 第6号の追加2の配布)

●石橋議長（石橋純二） ここで暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

—— 午前 11時 12分 休憩 ——

(議事日程 (第 6 号の追加 2) の配布)

(地域資源活用技術習得施設調査特別委員会の名簿を配布)

—— 午前 11時 12分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加 議長発議 )

●石橋議長 (石橋純二) 再開をいたします。先ほど設置が決定になりました地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員の選任を追加日程 2 として、地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員長・副委員長の互選を追加日程第 3 として、それぞれ日程に追加し日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 異議なしと認めます。したがって地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員の選任を追加日程第 2 として、地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員長・副委員長の互選を追加日程第 3 として、日程の順序を変更し直ちに議題にすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第 2 地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員の選任)

●石橋議長 (石橋純二) 追加日程第 2 地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員の選任を議題といたします。お諮りをいたします。地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定によりまして、お手元に配布しております名簿のとおり指名いたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第 3 地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員長・副委員長の互選 ）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第 3 地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員長・副委員長の互選を議題といたします。地域資源活用技術習得施設調査特別委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により互選していただき、決定次第御報告願います。ここで暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

—— 午前 11 時 15 分 休憩 ——

（ 地域資源活用技術習得施設調査特別委員会  
委員長、副委員長名簿を配布 ）

—— 午前 11 時 16 分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。地域資源活用技術習得施設調査特別委員会委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程 第 6 号の追加 3 の配布 ）

●石橋議長（石橋純二） ここで暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

—— 午前 11 時 17 分 休憩 ——

（ 追加日程の第 6 号の追加 3 配布 ）

—— 午前 11時 18分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加 議長発議 )

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、和田議員から3名の賛成者とともに、発議第2号邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議会運営委員会委員長から、発委第1号邑南町議会委員会条例の一部改正についての2件が提出されました。これら2件を日程に追加し、発議第2号を追加日程第4として、発委第1号を追加日程第5として、順次議題にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第4、発議第2号邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。追加日程第5、発委第1号邑南町議会委員会条例の一部改正についてを日程に追加し、順次議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第4

発議第2号 邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について)

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第4。発議第2号邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者からの説明を求めます。

●和田議員（和田文雄） 議長、7番。

●石橋議長（石橋純二） はい。7番、和田議員。

(和田議員登壇)

●和田議員（和田文雄） 発議第2号。令和6年3月15日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、邑南町議会議員和田文雄。賛成者、邑南町議会議員辰田直久。同邑南町議会議員漆谷光夫。同邑南町議会議員中村昌史。邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について。上記の議案を別紙のとおり、邑南町議会議規則第13条第2項の規定により提出します。提案理由につきましては、口頭をもって説明いたします。提案理由については、邑南町特別職報酬等審議会において、合併から今日にいたるまで議員の報酬月額が一度も改正されていない状況であり、議員のなり手確保を考慮するとともに、議員としてしっかりとその職責を果たしていただくために生活給の一部として増額は必要であると判断されたことにより議員報酬月額を変更いたします。以上、条例の改正理由といたします。邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正いたします。第1条第1号中、30万4,000円を33万7,000円に改め、同条第2号中、25万2,000円を28万円に改め、同条第3号及び4号中、21万7,000円を24万1,000円に改め、同条第5号中、21万円を23万3,000円に改める。附則。この条例は令和6年4月1日から施行する。以上でございます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者の提案説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

（和田議員降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） はい。4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 4番、日本共産党日高八重美です。発議第2号邑南町

議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について反対の立場で討論をいたします。激しい物価の上昇、燃油や資材の高騰、飼料、肥料の高騰などの現状、年金の実質的な減額や医療費の負担増など、社会保障の後退で町民の暮らしは厳しさが増すばかりです。高齢化や人手不足で経営難に直面する事業所もあります。議員報酬を引き上げることに、町民の理解は得られるのでしょうか。議員必携には、議員の職責として住民との対話を重ね、住民の声をくみ取りながら議論を重ねて、調査研究を進めとあります。町議会基本条例第13条には、議員報酬の改正に当たっては町政の課題及び将来展望、町民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮しなければならないと明記されています。先ほど報告があった報酬引上げの理由の一つに、なり手不足の解消を述べられました。報酬を上げることで解決できることでもなく、町民の理解が得られるように議会活動の見える化も必要ではないかと考えます。条例に沿って町政の課題は何か。町民の意見はどうかなどの議論が不十分であることから、報酬引上げについての案には反対いたします。議員の皆様の御賛同お願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） 議長、10番。

●石橋議長（石橋純二） はい。10番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 議員報酬の引上げに対して賛成の立場で討論します。邑南町議会の議員報酬は合併以来一度も改正を行っていません。このため、令和4年の全国町村議会の平均議員報酬は21万8,218円で、全国平均より低い状況にあります。一方で邑南町議会は島根県内では一番最初、全国的に見ても早い段階の平成19年に議会基本条例を制定するとともに、平成28年9月議会において議会改革特別委員会を設置し、議会での議論を深めるための議会運営の見直し、情報公開のための機能強化など常に議会改革に努めてきています。具体的には議員定数の削減のほか、議会広報特別委員会を常任委員会にするなどの委員会改革などを行ってきました。この結果、新型コロナウイルスの拡大、物価高騰対策などもあり町の補正予算数が増えている実情もありますが、邑南町議会の議会活動は全国平均を大きく上回っています。例えば、令和4年は委員会、全員協議会等を除く年間本会議開催日数は、全国平均の16.9日に対して邑南町議会は20日でした。この大きな原因は一般質問の人数です。年間の一般質問延べ人数は、全国平均24.7人に対して、邑南町議会では年間延べ37人となっています。十分町民の声を反映し、執行部に対して意見を申し活動

してきていると思います。邑南町議会だけを見ても、平成17年の一般会計の補正予算数は5でしたが、令和4年の審議した補正予算数は14と大きく増えています。このように、邑南町議会は全国的に見ても十分議員活動を行っているとともに、議会開催日等も増え、議会活動に費やさなければならない日数も増えているのが現状です。町村議会議員の生活を議員報酬でどの程度支えるかの議論はあると思いますが、年々議員に求められる能力、役割が増えるとともに、議会活動に費やす時間が増える現状は子育て世代等の現役世代にとっては、常に生活や将来の不安がつきまといえます。ほかに収入を得る手段を持っていないなければならないため、議員と仕事と生活のバランスをとるのは難しく、特に日常的な個人の議員活動を十分に確保することが難しくなる可能性が高いと思われます。近年の選挙結果を見ても、落選者は全て40代50代です。期待されながら若くして引退した議員もいます。これらを踏まえれば最低限度の引上げは必要と思います。近年の民間の賃上げ状況、具体的な県内の中小企業の給料支給額の実態を見ても、約11%引き上げた月23万3,000円の報酬は地域経済の現実からかけ離れたものではありません。一定の生活の安定は議会において議論を深め、公正公平な判断を行うために必要不可欠なことです。議員報酬の引上げについて議員皆さんの御理解と御賛同をお願いします。以上よろしく願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。発議第2号邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、発議第2号邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。



（追加日程第5

発委第1号 邑南町議会委員会条例の一部改正について）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第5。発委第1号邑南町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提出者からの説明を求めます。

●漆谷委員長（漆谷光夫） 議長、9番。

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議会運営委員会委員長。

（委員長登壇）

●漆谷委員長（漆谷光夫） 発委第1号。令和6年3月15日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、議会運営委員会委員長漆谷光夫。邑南町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに邑南町議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。提案理由。円滑な議会運営を行うために各常任委員会の代表者で構成し、議会運営の全般について協議、意見、調整を図る委員会ですので、今後は各常任委員会から委員長及び一人ずつの計6人を選出し、議事の取り運びや意見調整などを行うこととするために改正するものです。また、議案第7号、邑南町課設置条例の一部改正が可決されたことになう委員会の所管課を変更するものです。詳細につきましては別につけてあります新旧対照を御覧ください。附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。議員各位におかれましては趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者の提案説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

(委員長降壇)

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。発委第1号邑南町議会委員会条例の一部改正についてに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、邑南町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加 議長発議 )

●石橋議長（石橋純二） 先ほど、議会運営委員会委員の委員5名から、口頭をもって委員を辞任したいとの申出がありました。ここでお諮りをいたします。議会運営委員会委員の辞任の件を追加日程第6から追加日程第10として、日程に追加し議題にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の辞任の件を追加日程第6から追加日程第10として、日程に追加し議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程 第 6 号の追加 4 の配布 ）

●石橋議長（石橋純二） ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

—— 午前 11時 36分 休憩 ——

（ 配付：議事日程（第 6 号の追加 4） ）

—— 午前 11時 36分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第 6 議会運営委員会委員の辞任の件 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。追加日程第 6。議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により宮田議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

（宮田議員、退席）

●石橋議長（石橋純二） 本日、宮田議員から議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申出のとおり辞任を許可することに、御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、宮田議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております宮田議員の除斥を解きます。

（事務局長誘導により宮田議員入場）

●石橋議長（石橋純二） 宮田議員にお知らせをいたします。提出されておりました

た、議会運営委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第7 議会運営委員会委員の辞任の件）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第7。議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により日高議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

（日高議員、退席）

●石橋議長（石橋純二） 本日、日高議員から議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申出のとおり辞任を許可することに、御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、日高議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております日高議員の除斥を解きます。

（事務局長誘導により日高議員入場）

●石橋議長（石橋純二） 日高議員にお知らせをいたします。提出されておりました、議会運営委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第8 議会運営委員会委員の辞任の件）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第8。議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により野田議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

（野田議員、退席）

●石橋議長（石橋純二） 本日、野田議員から議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申出のとおり辞任を許可することに、御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、野田議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております野田議員の除斥を解きます。

（事務局長誘導により野田議員入場）

●石橋議長（石橋純二） 野田議員にお知らせをいたします。提出されておりました、議会運営委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第9 議会運営委員会委員の辞任の件）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第9。議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により鍵本議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

（鍵本議員、退席）

●石橋議長（石橋純二） 本日、鍵本議員から議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申出のとおり辞任を許可することに、御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、鍵本議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております鍵本議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により鍵本議員入場)

●石橋議長(石橋純二) 鍵本議員にお知らせをいたします。提出されておりました、議会運営委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第 10 議会運営委員会委員の辞任の件 )

●石橋議長(石橋純二) 追加日程第 10。議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により奈須議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(奈須議員、退席)

●石橋議長(石橋純二) 本日、奈須議員から議会運営委員会委員を辞任したいとの申出がありました。お諮りをいたします。本件は申出のとおり辞任を許可することに、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、奈須議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております奈須議員の除斥を解きます。

(事務局長誘導により奈須議員入場)

●石橋議長(石橋純二) 奈須議員にお知らせをいたします。提出されておりました、議会運営委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

(日程第 60 閉会中の継続調査の付託について)

●石橋議長(石橋純二) 日程第 60。閉会中の継続調査の付託についてを、議題

といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。はい。暫時休憩といたします。

—— 午前 11時43分 休憩 ——

(地域資源活用技術習得施設調査特別委員会
閉会中の継続調査の申出書配布)

—— 午前 11時44分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。日程第60。閉会中の継続調査の付託についてを、議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第61 議員派遣について )

●石橋議長（石橋純二） 日程第61。議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(閉会宣告)

●石橋議長（石橋純二）　　以上で、本日の日程は全て終了しました。以上をもちまして本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和6年第3回邑南町議会定例会を閉会します。

—— 午前 11時 48分 閉会 ——